

文学部外国語科目履修に関する特別措置取り扱いについて

下記の検定試験とその基準に合致する学生は、指定された科目的履修が免除され、その科目的単位は、本学で修得した単位として認定されます。単位認定を希望する学生は、「文学部外国語科目単位認定申請書」（教務課に用意してあります）に必要事項を記入のうえ、資格取得を証明する書類（コピーは不可）を添えて、下記のとおり提出してください。

受付区分	受付期間	提出先
春学期	2019年3月29日（金）～年4月9日（火）	教務課
秋学期①	2019年7月6日（月）～7月26日（金）、 2019年8月30日（金）～9月2日（月）	
秋学期②	2019年12月2日（月）～12月20日（金）、 2020年1月9日（木）～1月28日（火）	

【文学部外国語科目履修に関する特別措置取り扱いについて】

大学設置基準第29条第1項、文部科学省告示第68号および本学学則第20条の3及び4により、以下のように外国語科目における履修上の特別措置が定められています。

1. 次のいずれかに該当する場合は、外国語科目的単位を認定し、履修を免除する。
 - (1) 下記の8に示す検定試験に合格した場合。ただし、単位認定の申請は、合格証の発行より2年内とする。
 - (2) その他の資格を取得した場合、もしくは、専門学校、海外教育機関等において学修した場合で、文教大学文学部の外国語教育委員会及び文学部教務委員会が上記(1)に相当すると認定した場合。
2. 単位の認定は、外国語教育委員会の議を経て、文学部教務委員会で認定する。
3. 文学部履修規定第4条但し書きに基づき、当該学生の上級年次に配当されている授業科目的単位認定を認める。
4. 成績評価は「G」とする。
5. 単位認定は、学生の申請により行うものとする。
6. 単位認定の申請は、当該セメスターの定められた期間内とする。
7. 単位認定を申請する学生は、所定の申請書に当該資格の合格を証明する書類の原本と、自分で用意した原本のコピーを添えて学部長宛に申請するものとする。
なお、原本とコピーに相違がないことが確認できれば、原本は返却する。
8. 単位を認定する科目は下表のように定める。
なお、TOEICについては、IPテストの結果でも下表の基準に合致すれば申請を認める。
IPテストの場合、上記5に準ずる書類として、点数を証明する書類を提出する。
ただし、「英語I、英語II、英語III、英語IVの中から2科目」の単位を認定する場合、同一基準に区分されている試験を複数回受験した結果をもって、2科目以上の単位の認定を受けることはできない。

	検定試験とその基準	単位を認定する科目
英語	実用英語検定(英検)準1級 TOEIC 600点-729点 TOEFL(iBT) 46点-59点 IELTS 5.0点-5.5点	英語I、英語II、英語III、英語IVの中から2科目
	TOEIC 730点-859点 TOEFL(iBT) 60点-93点 IELTS 6.0点-6.5点	英語I、英語II、英語III、英語IV
	実用英語検定(英検)1級 TOEIC 860点以上 TOEFL(iBT) 94点以上 IELTS 7.0点以上	英語I、英語II、英語III、英語IV トピックで学ぶ英語A(※)、トピックで学ぶ英語B(※)、 トピックで学ぶ英語C(※)、トピックで学ぶ英語D(※) ※旧カリキュラムの学生は、英語V、英語VI
	ドイツ語技能検定試験5級 ドイツ語技能検定試験4級 ドイツ語技能検定試験3級以上	ドイツ語I ドイツ語I、ドイツ語II ドイツ語I、ドイツ語II、ドイツ語III、ドイツ語IV
フランス語	実用フランス語技能検定試験5級 実用フランス語技能検定試験4級 実用フランス語技能検定試験3級以上	フランス語I フランス語I、フランス語II フランス語I、フランス語II、フランス語III、フランス語IV
	中国語検定試験準4級 中国語検定試験4級 中国語検定試験3級以上	中国語I 中国語I、中国語II 中国語I、中国語II、中国語III、中国語IV
	HSK1級 HSK2級 HSK3級以上	中国語I 中国語I、中国語II 中国語I、中国語II、中国語III、中国語IV
コリア語	ハングル能力検定試験5級 ハングル能力検定試験4級 ハングル能力検定試験3級以上 韓国語能力試験1級 韓国語能力試験2級 韓国語能力試験3級以上	コリア語I コリア語I、コリア語II コリア語I、コリア語II、コリア語III、コリア語IV コリア語I コリア語I、コリア語II コリア語I、コリア語II、コリア語III、コリア語IV